

返戻金制度規程

1. 採用決定者が、入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は、甲に対し次の基準で本件報酬を返還するものとする。但し、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

退職、解雇が入社後3ヶ月未満の場合：本件報酬の50%。1ヶ月未満のアルバイトに関しての返済義務は無いものとする。

許可番号	40ーユー300576
事業所名称	株式会社クロスアビリティズ
事業所所在地	福岡市中央区天神二丁目14ー38 伊藤ビル3階